

# 情報提供

那医発第 510 号  
令和 5 年 12 月 18 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利博朗  
担当理事 宮城政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「臓器移植関係通知文の送付について」が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

冲医発第 1370 号 F  
令和 5 年 12 月 18 日

各地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 砂川 博司



## 臓器移植関係通知文の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、臓器移植関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、「臓器提供者（ドナー）の適応基準」及び「眼球提供者（ドナー）の適応基準」における肝臓以外の臓器の臓器提供者（ドナー）適応基準について、「移植の適応を慎重に検討する」必要のある状態として、「HBc 抗体陽性」が追加された旨の周知依頼となっております。

本通知②は、本年 2 月に NPO 法人の理事が海外での臓器移植を無許可で斡旋した事件があり、臓器取引と移植ツーリズムの危険性を広く周知することを目的として作成された動画の日本語版が You Tube にて公開された旨の周知依頼となっております。

本通知③は、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令が令和 6 年 1 月 1 日の施行されることに伴い、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）が改正された旨の周知依頼となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、本通知の添付資料は省略しておりますので、当文書は本会映像データ管理システムをご確認くださいようお願い申し上げます。

記

- ① 臓器提供者及び眼球提供者（ドナー）適応基準の一部改正について  
(令和 5 年 11 月 28 日 日医発第 1503 号 (技術))
- ② 臓器取引と移植ツーリズムに関する動画の周知について  
(令和 5 年 11 月 28 日 日医発第 1504 号 (技術))
- ③ 臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正、細則の廃止について  
(令和 5 年 12 月 14 日 日医発第 1617 号 (技術))

沖縄県医師会事務局 業務 1 課 田畑  
TEL: 098-888-0087  
FAX: 098-888-0089  
e-mail: g1@okinawa.med.or.jp